

幹部公務員の任用・服務等について(未定稿)

	定員等	任命権者		任命手続				資格要件	身分保障	定年	服務								共済 (長期 給付)	退職 手当			
		任命権者	任免権の根拠規定	両院の同意	天皇の認証	主任大臣の申出	その他				服務の根本基準 (職務専念義務等)	法令・上司の命令服従義務	信用墜落の禁止	守秘義務	政治的行為の禁止	私企業からの隔離	他の事業・事務の関与制限	その他			勤務時間		
内閣総理大臣	1人	天皇	日本国憲法				国会の指名	文民、国会議員													×		
国務大臣	17人以内	内閣総理大臣	日本国憲法					文民、過半数は国会議員														×	/
内閣官房副長官	3人	内閣	従前の例																			×	/
副大臣及び副長官	22人	内閣	国家行政組織法等																			×	/
大臣政務官及び長官政務官	26人	内閣	国家行政組織法等																			×	/
内閣総理大臣補佐官(常勤)	5人以内	内閣	内閣法																			×	/
内閣法制局長官	1人	内閣	内閣法制局設置法																				
内閣危機管理監	1人	内閣	内閣法																				
内閣官房副長官補	3人	内閣	内閣法																				
内閣情報官	1人	内閣	内閣法																				
内閣広報官	1人	内閣	内閣法																				
宮内庁長官	1人	内閣	従前の例																				
侍従長	1人	内閣	従前の例																				
式部官長	1人	内閣	従前の例																				
東宮大夫	1人	内閣	従前の例																				
特命全権大使 特命全権公使	(128人)*	内閣	外務公務員法					国家公務員法第38条 注1															
二千五年日本国際博覧会政府代表	1人	内閣	同設置臨時措置法					国籍を有しない者等(消極)															
(参考)																							
事務次官(指定職)	11人	各省大臣	国家公務員法					国家公務員法38条 注1	国家公務員法	62歳													
統合幕僚会議議長	1人	防衛庁長官	自衛隊法					自衛隊法38条 注1	自衛隊法	62歳												注2	
検事総長	1人	内閣	検察庁法							65歳													
検事長	8人	内閣	検察庁法				法務大臣が補職	国家公務員法38条 検察庁法18条・19条	国家公務員法 検察庁法	63歳													
次長検事	1人	内閣	検察庁法																				
その他の検察官	-	法務大臣	検察庁法																				

*予算上の定員

服務欄の は、官吏服務規律の適用のある場合
退職手当欄の は、退職手当法第4条第3項の適用を受ける場合

注1) 国家公務員法第38条及び自衛隊法第38条の欠格条項(自衛隊法では を除く。)
成年被後見人又は被保佐人
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者等
懲戒免職の処分を受けてから2年を経過しない者
人事官、人事院事務総長の職にあって、国家公務員法の規定に違反して刑に処せられた者
政府を暴力で破壊することを主張する政党等に加入等した者

注2) 常時職務に従事することができる態勢にある必要

幹部公務員の任用・服務等について(国会同意人事機関の常勤委員等)(未定稿)

所属機関等	定員等(常勤委員等の数)	任命権者	任命権者の根拠規定	任命手続			資格要件							任期			身分保障(罷免等)						定年	服務										職権行使の独立	共済(長期給付)	退職手当	給与(第4条適用の有無)			
				両院の同意	天皇の認証	その他	人格高潔等	識見等	学識経験等	政党要件(消極)	破産宣告(消極)	禁錮以上の刑(消極)	その他	再任	職務上の義務違反	委員等たるに適しない非行	心身の故障	手続	破産宣告	禁錮以上の刑	政党	その他		服務の基本基準(職務専念義務)	法令等服従義務	信用失墜行為の禁止	守秘義務	政治的行為の禁止	私企業からの隔離	他の事業等の関与制限	兼職の禁止	意見公表の禁止	その他					勤務時間		
会計検査院(検査官)	内閣に対し独立した地位	3人	内閣	会計検査院法												7年	1回		他の検査官の合議 両院の議決							65歳														
人事院(人事官)	内閣の所轄	3人	内閣	国家公務員法												4年	12年		国会の訴追による 弾劾裁判																					
国家公務員倫理審査会	人事院	5人(6人以内)	内閣	国家公務員倫理法												4年			審査会の認定																			×		
公正取引委員会	内閣総理大臣の所轄	5人	内閣総理大臣	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		委員 長										5年			委員会の決定							70歳														
国家公安委員会	内閣総理大臣の所轄	5人	内閣総理大臣	警察法												5年	1回		両院の同意																				×	
公害等調整委員会	総務省の外局	7人(4人)	内閣総理大臣	公害等調整委員会設置法												5年			委員会の認定																				×	
中央労働委員会(公益委員)	厚生労働大臣の所轄	15人(2人以内)	内閣総理大臣	労働組合法												2年			両院の同意																				×	
総合科学技術会議	内閣府	(4人以内)	内閣総理大臣	内閣府設置法												2年			両院の同意																				×	
食品安全委員会	内閣府	7人(4人)	内閣総理大臣	食品安全基本法												3年			両院の同意																				×	
原子力委員会	内閣府	5人(3~5人)	内閣総理大臣	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法												3年			両院の同意																				×	
原子力安全委員会	内閣府	5人(3~6人)	内閣総理大臣	行政機関の保有する情報の公開に関する法律												3年			両院の同意																				×	
証券取引等監視委員会	金融庁	3人	内閣総理大臣	金融庁設置法												3年			委員会の認定																				×	
地方財政審議会委員	総務省	5人	総務大臣	総務省設置法												3年			両院の同意(注7)																				×	
国地方係争処理委員会	総務省	5人(2人以内)	総務大臣	地方自治法												3年			両院の同意																				×	
電気通信事業紛争処理委員会	総務省	5人(2人以内)	総務大臣	電気通信事業法												3年			両院の同意																				×	
中央更生保護審査会	法務省	5人(3人)	法務大臣	犯罪者予防更生法												3年			両院の同意																				×	
宇宙開発委員会	文部科学省	5人(3人)	文部科学大臣	文部科学省設置法												3年			両院の同意																				×	
労働保険審査会	厚生労働大臣の所轄	9人(6~9人)	厚生労働大臣	労働保険審査官及び労働保険審査会法												3年			審査会の認定																				×	
社会保険審査会	厚生労働大臣の所轄	6人	厚生労働大臣	社会保険審査官及び社会保険審査会法												3年			審査会の認定																				×	
運輸審議会	国土交通省	6人(4人)	国土交通大臣	国土交通省設置法												3年			両院の同意																				×	
土地鑑定委員会	国土交通省	7人(1人)	国土交通大臣	地価公示法												3年			両院の同意																				×	
航空・鉄道事故調査委員会	国土交通省	10人(6人)	国土交通大臣	航空・鉄道事故調査委員会設置法												3年			委員会の意見聴取 両院の同意																				×	
公害健康被害補償不服審査会	環境大臣の所轄	6人(3~6人)	環境大臣	公害健康被害の補償に関する法律												3年			審査会の認定																				×	

注1 任命前5年以内に政党の役員等又は国・都道府県の公職の候補者となった者でないこと、2人以上が同一の大学の学部卒業者ではないこと

注2 職員(検察官及び大学教員を除く)としての在職期間が20年以内

注3 任命前5年間に警察・検察の職務を行う職業公務員の前歴を有さないこと

注4 国、地方公共団体の議員、国営企業等の労働組合の役員及び組合員、特定独立行政法人の役員及び組合の役員及び組合員でないこと

注5 3人は、全国知事会等、全国市長会等、全国町村長会等がそれぞれ推薦した者

注6 航空運送事業者等又は鉄道事業者等の役員、従業員等ではないこと

注7 注5の委員については、当外推薦者の意見を聴取する必要がある。

注8 懲戒免官の処分を受けた場合、独占禁止法の規定に違反して刑に処せられた場合

注9 注6の者となった場合

服務欄の 〇 は、官吏服務規律の適用がある場合
退職手当欄の 〇 は、退職手当法第4条第3項が適用になる場合